第3次

姶良市男女共同参画基本計画

(令和6年度~令和10年度)

姶良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

概要版



「男女共同参画社会」とは?

「男女共同参画社会」とは、全ての人々が、その人権を尊重され、性別 にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会 のことです。

第3次姶良市男女共同参画基本計画は、「男女共同参画社会基本法」 に基づき策定され、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間 です。



基本理念

この計画は「姶良市男女共同参画推進条例」の基本理念(第3条第1項~第6項)の規定に基づいています。

第3条第1項 男女の人権の尊重

第3条第2項 社会における制度又は慣行についての配慮

第3条第3項 施策・方針の立案及び決定への共同参画

第3条第4項 家庭生活における活動と他の活動の両立

第3条第5項 性と生殖に関する健康・権利の尊重

第3条第6項 国際的協調

基本目標

第3次姶良市男女共同参画基本計画により目指す姶良市の姿

一人一人の人権が尊重され誰もが安心して暮らすことができる姶良市一人一人の人権が尊重され「個人の能力」が発揮されることによる多様性に富んだ活力ある姶良市





「職場」「家庭」「地域」において「一人一人を大切にする」「一人一人が大切にされる」

職場に活気

- ・多様な人材が活躍
- ・個人の能力発揮

家庭生活の充実

- ・家族が尊重し協力し合う
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現

地域力の向上

- ・ 地域コミュニティが強化
- ・地域が活性化

推進体制

この計画の推進に当たっては国・県の動向を踏まえ、国・県・近隣自治体・関係機関と連携・協力して進めます。

男女共同参画社会の形成は、市民一人一人の男女共同参画意識に基づく、家庭、地域、職場などの身近な場における行動にかかっています。市民的広がりをもって計画を推進するため、市民、事業者、NPO等との連携・協働が必要となります。



施策の内容

- ●7つの「重点的に取り組むこと」に基づいて施策に取り組みます。
- 男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた、あらゆる場における教育・学習、施策の推進
- 2 誰もが、個人としての能力が発揮でき、多様で柔軟な働き方ができる就業環境の整備 ~姶良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 I ~
- び策・方針決定過程への女性の参画拡大 〜姶良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ〜
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶
- 5 男女の人権の尊重を踏まえた生涯を通じた健康支援
- 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難や課題を抱える人々への支援と多様性を尊重した環境の整備
- 7 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進



男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた、あらゆる場における教育・学習、施策の推進



取組の方向

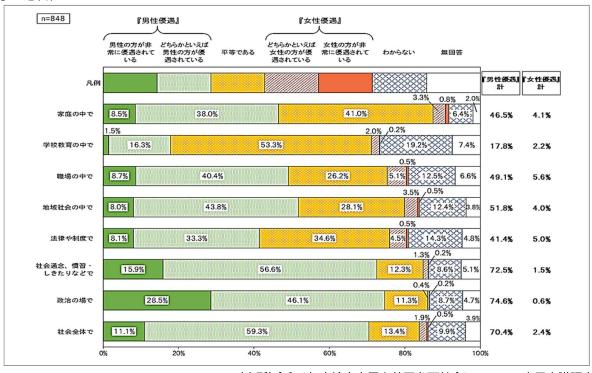
- (1)男女共同参画意識の定着を図る広報・啓発の推進、制度や慣行の見直し
- (2)学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進
- (3)家庭・地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実
- (4)性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の推進

男女共同参画の視点から社会の制度や慣行を見た場合、個人の生き方を制約し個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択に影響を及ぼすなど、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコシャス・バイアス)などを要因に、長年にわたり形成されてきたものであり、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きく影響しています。

「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の形成の促進に向けて、家庭・職場・地域等において、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けて、市民一人一人が男女共同参画を自分のこととして認識し、個々の主体的な取組として広がるよう、積極的な広報・啓発を推進します。

男女平等の意識について



(出所)令和4年度姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査報告書

誰もが、個人としての能力が発揮でき、多様で柔軟な働き方ができる就業環境の整備 〜姶良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 I 〜



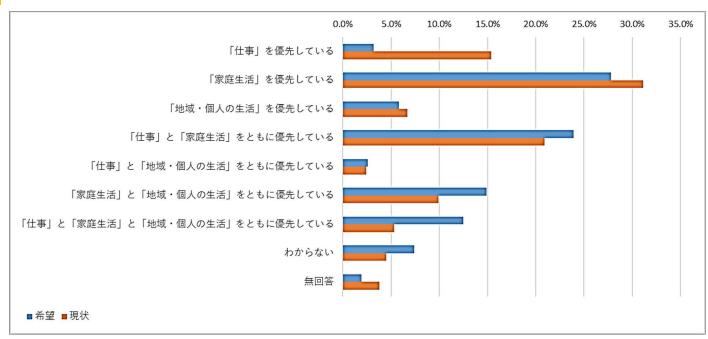
取組の方向

- (1)誰もが「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進
- (2)多様なライフステージに応じて、誰もが希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に自己実現につながるものであり、誰もが生き生きと希望する働き方ができる環境づくりは、社会経済にとって、その活力の向上の観点からも極めて大きな意義を持ちます。誰もが、個人としての能力を発揮でき多様な選択が可能であるためには、雇用ステージ全体における男女の均等な機会と待遇が確保されなければなりません。

性別、既婚・未婚、子どもの有無などにかかわらず、一人一人が個人の多様な選択による人生の各段階に応じて、やりがいを感じながら仕事上の責任を果たす充実した職業生活と、豊かでゆとりある個人生活の調和を図ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女双方が家庭的責任の主体であることができるよう固定的な性別役割分担意識に基づく就業環境の整備を促進し、男性の家庭生活への参画を進める必要があります。

生活の中での優先度(希望と現状)



(出所)令和4年度姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査報告書





政策・方針決定過程への女性の参画拡大 〜姶良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画 II 〜



取組の方向

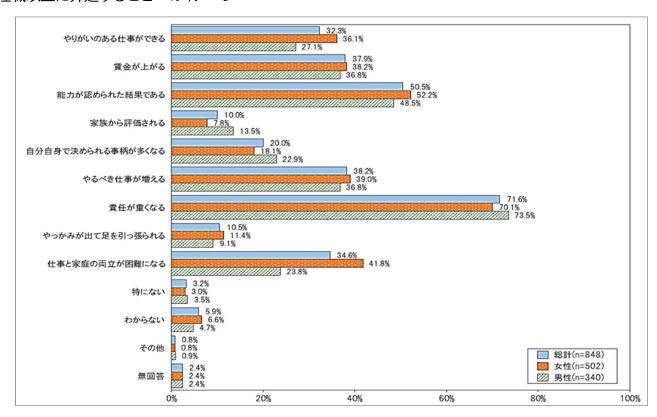
(1)働く場における経営・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組への支援

政策・方針決定過程に男女双方の意思が公正に反映されることは、男女が、社会のあらゆる分野に対等な構成員として共同参画する基盤的課題です。雇用の分野においても、女性をはじめとする 多様な労働者が活躍できる就業環境整備等の強化が進められています。

本市の政策・方針決定過程に参画する女性の割合は、審議会等委員29.6%、市議会議員16.7%(令和5年4月1日現在)、市職員一般行政職の管理職(部長級・次長級・課長級)に占める女性の割合8.2%(令和5年4月1日現在)であり、審議会等委員への女性の登用率や市議会議員の女性の数は年々向上しているものの、その他のあらゆる分野において、女性の参加により様々な活動が担われている現状に比べて、意思決定への参画は十分に進んでいない状況です。

あらゆる働く場において、女性が個人としての自己決定、意思決定過程に参画するための主体的な取組が促進されるよう包括的な環境整備への支援、具体的な啓発活動、女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供等に取り組む必要があります。

管理職以上に昇進することへのイメージ



(出所)令和4年実施:姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査



男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶



取組の方向

- (1)性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進
- (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

全ての人には、安全、安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど心への影響も大きいものであり、被害者のその後の人生に大きな支障を来たし、様々な困難にもつながることがあります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性犯罪・性暴力等の性別に起因する暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。また、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、生活不安・ストレスによる、配偶者からの暴力の増加や深刻化が懸念されました。

性別に起因する暴力の背景や構造についての正しい理解と、暴力は決して許されない行為であることの意識の定着を図る広報・啓発活動の推進を基盤に、被害者の早期発見に向けた相談につながりやすい環境づくり、適切・迅速な保護対応、相談体制の充実等、関係機関・関係団体、関係課との連携の強化を図り、被害者の状況や心情に寄り添い切れ目のない被害者支援に取り組む必要があります。

配偶者等からの暴力を受けた経験のある人の状況

		平成29年		令和4年		
暴力の種類	経験の頻度	女性	男性	女性	男性	
身体的暴力	1・2度あった	13.3%	8.6%	14.2%	7.8%	
	何度もあった	4.2%	0.9%	5.1%	1.0%	
心理的攻撃	1・2度あった	7.4%	8.4%	10.3%	6.8%	
	何度もあった	8.4%	3.2%	9.6%	5.1%	
性的強要	1・2度あった	9.2%	2.9%	3.7%	2.0%	
	何度もあった	3.8%	0.3%	5.4%	0.0%	
経済的圧迫	1・2度あった	_	_	4.2%	1.7%	
	何度もあった	_	_	4.9%	1.7%	

※「経済的圧迫」は、平成29年については項目なし。

(出所)平成29・令和4年実施:姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査

男女の人権の尊重を踏まえた生涯を通じた健康支援



取組の方向

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた、妊娠・出産等に関する健康支援
- (2)生涯にわたる男女の健康の包括的支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提と言えます。

全ての人々が健康を享受できるようにするためには、心身及びその健康について、主体的に行動し、正しい知識と情報を入手できるようにしていくことが必要です。生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することについて、十分に配慮しなくてはなりません。

女性については、男性と異なり妊娠・出産・更年期等を経験する可能性があることからそれぞれ 年代によって心身の状況が大きく変化するため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関 する権利)」概念を踏まえ、女性が自らの性の自律的主体であることの尊厳が尊重され、健康支援 に関わる適切なサービスを受けることが必要です。

男女が、生涯にわたり、性差による身体的特徴や、性別により振り分けられる社会的立場の違いにより直面する健康上の問題について男女共同参画の視点で注視し、健康支援に取り組むとともに、その基盤となる性に関する正しい理解を促進する教育、広報・啓発を進める必要があります。



男女共同参画の視点に立った、生活上の困難や課題を抱える人々への支援と多様性を尊重した環境の整備



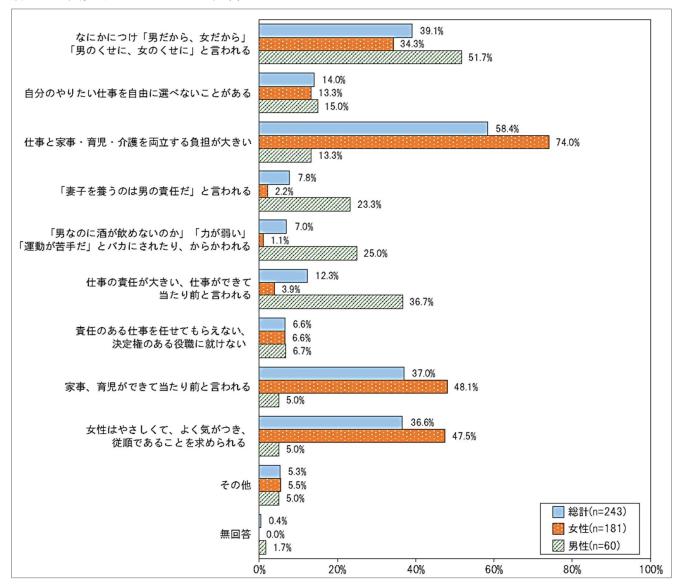
取組の方向

- (1)様々な要因により複合的に困難な状況にある一人一人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援
- (2)潜在的なニーズに対応した、誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

高齢化の進行や単身世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化等により、幅広い層で経済的困窮をはじめとして、就労活動困難、病気、家庭の問題など困難を抱える人が増加しています。それらの困難は当事者の家族が抱える困難とも複合的に絡み、生活困窮状態や社会的孤立の状態につながり、潜在化する傾向にあることが懸念されます。

さらに、性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること等を 理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景 に、更に複合的な困難を抱える場合があることから、上記のような様々な属性の人々についての正 しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりに取り組む必要があります。 今後、更に多様化、複雑化していく生活上の困難や課題に関わる施策において、男女共同参画の 視点に立った一人一人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援が必要です。

性別による負担感や生きづらさの内容



(出所)令和4年実施:姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査



男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進



取組の方向

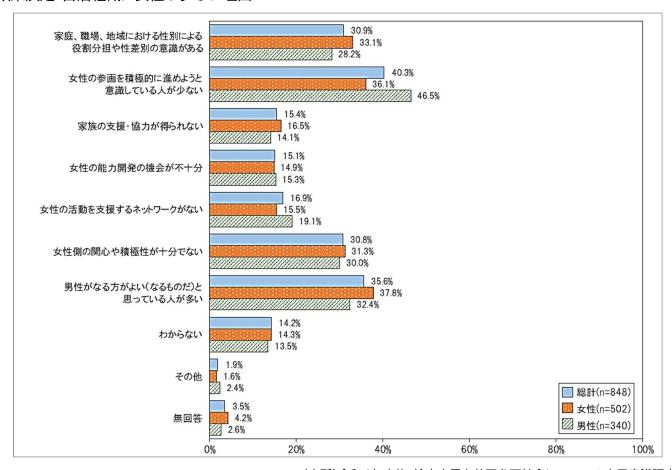
- (1)多様な人々による地域づくりへの参加を進める取組の推進
- (2)地域防災分野における取組の推進

社会経済情勢の変化に伴い、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、行政をはじめ地域に おける多様な個人、多様な主体の協働による地域づくりが要請されています。

持続可能な地域社会の発展に向けて、地域コミュニティにおける男性主導、固定的な性別役割分担意識に基づく組織運営や活動における慣行の見直しを進め、多様な人々による住民参加を促進し、一人一人が尊重される男女共同参画の視点に立ったコミュニティづくりを行うことが必要です。

また、防災分野においては、災害発生時には、平時の固定的な性別役割分担意識が一層顕著になるため、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮し、男女共同参画の視点を踏まえた災害対応に向けた取組が必要です。

政策決定・自治組織に女性が少ない理由



(出所)令和4年実施:姶良市男女共同参画社会についての市民意識調査



数値目標一覧

采 .므_	重点目標	設定項目	現状		目標値	
番号			数值	年度	数值	年度
1	[1]	「男女共同参画社会」という用語を知って いる人の割合	80.4%	4	85.0%	9
2	[2·3]	市の管理的地位(課長相当職以上)に占め る女性職員の割合	9.4%	4	10.0%	6
3	[2.3]	市の審議会等委員への女性の登用率	29.6%	4	30.0%	10
4	[1.2.3]	家族経営協定数(経営体数)	36	4	45	10
5	[2.3.6]	保育所等待機児童数	10	4	0	9
6	[2·3·6]	放課後児童クラブ待機児童数	11	4	0	9
7	[2.3.6]	一時預かり(一般型)	1,034	4	1,500	9
8	[1.2.3]	市の男性職員の育児参加休暇等の年間取得率	70.0%	4	50.0%	6
9	[1.2.3]	市の男性職員の育児休業の年間取得率	10.0%	4	30.0%	6
10	[1.2.3.7]	市の消防職の女性職員の配置割合	1.0%	4	2.0%	6
		子宮頸がん検診受診率	11.5%	4	30.0%	6
11	[5]	乳がん検診受診率	14.0%	4	30.0%	6
		肺がん検診受診率	8.0%	4	30.0%	6
		大腸がん検診受診率	9.4%	4	30.0%	6
		胃がん検診受診率	4.2%	4	30.0%	6
		特定健診受診率	49.1%	4	60.0%	10
12	[4.6]	「配偶者暴力防止法」(DV 防止法)を知っている人の割合	86.0%	4	90.0%	9
13	[1·2·7]	「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方(賛成)の人の割合	全体 32.8%	4	全体 30.0%	9
			既婚者 35.1%	4	既婚者 30.0%	9
14	[3.7]	コミュニティ協議会役員への女性の登用率	12.7%	5	30.0%	10

※1・2・3・4 姶良市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を参照。※5 役員中監事を除く。

第3次姶良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画の概要



計画策定の趣旨

男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、個人の尊厳を傷つけ、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合が女性であり、その背景には、性別による固定的な 役割分担意識、社会的地位や経済力の格差など男女の不平等な関係により、男女が置かれてきた 社会的・構造的問題があるといわれています。

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、国、県及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人一人が、暴力を許さない地域社会づくりに努めるため、「第3次姶良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。



配偶者からの暴力とは

配偶者等からの暴力とは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことであり、様々な形態が存在します。

- ・「身体的暴力」・・・殴ったり蹴ったりする等
- ・「精神的暴力」・・・心無い言動や無視することにより相手の心を傷つける等
- ・「性的暴力」・・・嫌がっているのに性的行為を強要する等
- ・「経済的暴力」・・・生活費を渡さない等

配偶者等からの暴力は潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

配偶者等からの暴力は、基本的人権を侵害する重大な社会問題です。暴力を生み出す背景には、 性別による固定的な役割分担意識、女性を対等なパートナーとしてみない女性差別の意識、男女の 社会的地位や経済力の格差など男女の不平等な関係があります。



計画の体系

●目指すべき姿

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を許さない誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

●3つの重点目標に基づいた施策

1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

- 1. 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2. 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
- 3. 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
- 4. デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

2 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

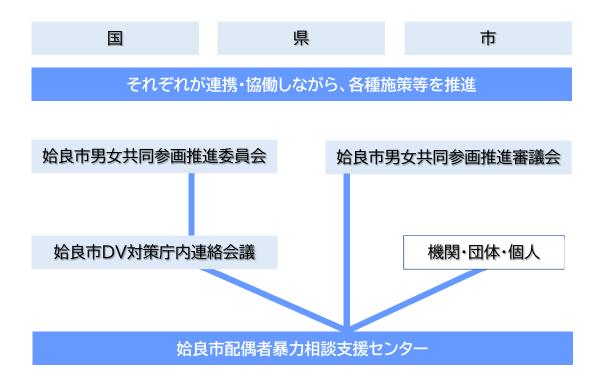
- 1. 相談体制の整備と充実
- 2. 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- 3. 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- 4. 苦情等への適切な対応の推進
- 5. 支援者の安全確保

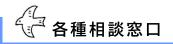
3 被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組

- 1. 被害者の保護と安全確保
- 2. 通報・通告制度による被害者の保護
- 3. 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 4. 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組



計画の推進体制





困ったときは、ひとりで悩まずに相談してみましょう。

●女性の悩みごと相談

姶良市女性相談(姶良市役所)

☎0995(66)3182

受付時間/月~金曜日 9:00~16:00(祝日、年末年始を除く)

女性の人権ホットライン(鹿児島地方法務局)

20570(070)810

受付時間/平日8:30~17:15

●鹿児島県配偶者暴力相談支援センター

県女性相談支援センター

☎099(222)1467

受付時間/月~水、金曜日8:30~17:00 木曜日8:30~20:00 日曜日(祝日を除く)9:00~15:00

県男女共同参画センター

2099(221)6630 099(221)6631

受付時間/火曜日(休館日翌日)9:00~20:00 水~日曜日・祝日 9:00~17:00

県姶良·伊佐地域振興局地域保健福祉課

☎0995(44)7965

受付時間/平日8:30~17:15

●女性の性犯罪被害などに関する相談

鹿児島県警察本部捜査第一課(性犯罪被害110番)

5#8103 099(206)7867

受付時間/24時間対応

性暴力被害者サポートネットワークかごしま FLOWER(フラワー)

2 #8891 099(239)8787

受付時間/月~土曜日 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)※左記以外は国のコールセンター対応

内閣府による相談窓口

DV相談+(プラス)

☎0120(279)889(フリーダイヤル)

受付時間/電話・メールは 24 時間対応 チャット(外国語対応)は 12:00~22:00

第3次姶良市男女共同参画基本計画 概要版

全体版をQRコードから閲覧できます

始良市市民生活部男女共同参画課 〒899-5492 鹿児島県姶良市宮島町25番地 TEL 0995-66-3111 E-mail sankaku@city.aira.lg.ip



